



令和7年2月12日  
京都市保健福祉局

〔担当：健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課〕  
電話：075-222-4420

## 「フッ化物歯面塗布事業」利用者負担金の無料期間延長

京都市では、子どものむし歯0（ゼロ）を目指し、子どものむし歯予防と幼児期からかかりつけ歯科をもつことを推進するため、2～3歳のお子さんを対象に「フッ化物歯面塗布事業」を実施しています。

本事業における利用者負担金の500円は、一般社団法人京都府歯科医師会及び各指定医療機関に御協力をいただき、平成20年6月から無料としています。

この度、むし歯予防の推進等の観点から、令和7年3月末までとしていた無料期間を2年間延長します。

### 1 フッ化物歯面塗布事業について

#### (1) 事業内容

むし歯予防を目的として、フッ化物歯面塗布に係る処置（対象となる歯に対し、フッ化物歯面塗布用薬剤を塗布）及び保健指導を行います。

#### (2) 対象

京都市内に居住する2～3歳児

#### (3) 実施場所

本事業の指定医療機関

※指定医療機関名簿は、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000246516.html>

#### (4) 回数

2歳の誕生日から4歳の誕生日前日までの間に、1回受診できます。

※ 事業の利用には、京都市母子健康手帳に綴られているフッ化物歯面塗布受診票が必要です。母子健康手帳ごと指定医療機関までお持ちください。

※ 対象のお子さんで、京都市以外で発行された母子健康手帳をお持ちの方は、お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室までお問い合わせください。

<京・けんこうひろば>  
歯を守るフッ化物



<京都市情報館>



### 2 利用者負担金の無料期間の延長について

#### (1) 無料期間

現行 令和7年3月末まで → **延長 令和9年3月末まで**

#### (2) 内容

本事業における利用者負担金500円を無料とします。

